

臭気判定士の資格試験及び嗅覚検査

制度所管部局： 水・大気環境局大気生活環境室

1 制度の概要

悪臭防止法の規制基準として規定される臭気指数等に係る測定の実務に従事する者(臭気判定士)必要な知識(臭気判定士試験)及び適性(嗅覚検査)を有するかどうかを判断し、合格した者に対して臭気判定士免状を交付するもの。

2 指定登録基準

環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、次の各号のいずれにも適合しているもの。1. 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適性適正かつ確実な実施のために適切なものであること。2. 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成23年10月現在)

(1) 料金

- ① 臭気判定士受験手数料: 18,000円
- ② 嗅覚検査受験手数料: 9,000円
- ③ 免状申請手数料: 3,500円
- ④ 免状更新・再交付手数料: 3,000円

(2) 積算根拠

- ① 臭気判定士受験手数料: 人件費6,894円、物件費11,196円 計18,090円
- ② 嗅覚検査受験手数料: 人件費3,667円、物件費6,887円 計10,554円
- ③ 免状申請手数料: 人件費2,162円、物件費1,418円 計3,580円
- ④ 免状更新・再交付手数料: 人件費1,849円、物件費1,332円 計3,181円

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成23年10月現在)

法 人 の 名 称	公益社団法人におい・かおり環境協会
法 人 の 連 絡 先	〒101-0031 千代田区東神田2-6-2 TEL03-5835-0315
指定・登録の時期	平成13年5月30日
指定・登録の理由	指定機関の申請において、臭気指数等に係る測定に関する専門的な知識を有し、嗅覚に関する適性検査を実施できる体制にあること。また、試験内容や個人の嗅覚の状況など受験者のプライバシーに関する守秘義務が遵守されており、以上指定基準を満たしていることが確認された為

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要